

移住支援金申請に係るチェックリスト

(共通)

1. 次のいずれかに該当する。
- ①住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区に在住していた。
 - ②住民票を移す直前に、連続して5年以上東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（※）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3ヶ月前の時点において、連続して5年以上東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上勤務していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県の企業等に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。
- ※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり
- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 - ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 - ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 - ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
2. 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内である。
3. 転入先の市町に、移住支援金の申請から5年以上継続して居住する意思がある。
⇒ 5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。
4. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
5. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

(就業の場合)

6. 勤務先が長崎県内にある。
7. 就業先が、長崎県が運営するマッチングサイト（ジョブなび長崎）に支援対象求人として掲載された法人である。
8. 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。
9. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職している。
10. 上記7の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。
11. 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
12. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

(創業の場合)

13. 申請日以前の1年以内に長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業（創業支援事業）の交付決定を受けている。

移住支援金申請に係るチェックリスト

（テレワークの場合）

- 14. 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- 15. 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。

（東彼杵町の関係人口の場合）

- 16. 次のいずれにも該当する。
 - ①東彼杵町への転入時に65歳未満。
 - ②東彼杵町へ5年以上定住する意思がある。
- 17. 次のうち3つ以上に該当する。
 - i 東彼杵町に5年以上居住していたことがある。
 - ii 東彼杵町内の事業所に勤務したことがある。
 - iii 東彼杵町内で自営業を営んだことがある。
 - iv 東彼杵町内の学校に在学したことがある。
 - v 直近5年間に、東彼杵町へ3年以上または総額10万円以上のふるさと納税。
 - vi 東彼杵町のお試し住宅を利用したことがある。
 - vii 東彼杵町内に固定資産を所有している。
 - viii 東彼杵町内に2親等以内の親族が居住している。
 - ix 長崎県内の事業所へ正規就労する。
 - x ながさき移住倶楽部または西九州させぼ広域都市圏サポーターに登録している。
 - xi 東京東彼杵会へ加入している。

世帯に関する申請に係るチェックリスト

- 18. 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。
- 19. 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。
- 20. 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金申請時において転入後3か月以上1年以内である。
- 21. 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。